070326

電気自動車等の充電設備を新たに設置する方に

最大4万円補助します

（南魚沼市電気自動車等充電設備設置補助金）

南魚沼市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量削減の普及促進の取組の一つとして、電気自動車やプラグインハイブリッド車の普通充電設備、急速充電設備の設置に対する補助事業を実施します。

【申請受付期間】

・令和7年5月1日（木）～

※受付は先着順で行い、予算額（100万円）に達し次第、受付を終了します。

【補助対象者】

市内の住宅、または事業所に電気自動車、プラグインハイブリッド車の充電設備を新たに設置しようとする場合であって、次のいずれかに該当する方

※設置に対する他の補助金との併用はできません。

◆個人

・市に住民登録がある、または住民登録をする予定

・申請者及び世帯員に市税の滞納がない

◆事業者

・市内の事業所での経営が確認できる

・市税などの滞納がない

◆宅地建物取引（建売住宅に設置）の事業者

・市内の事業所での経営が確認できる

・市税などの滞納がない

【補助対象経費】

・普通充電設備、急速充電設備の設置に要する費用　（設備代、設置工事代）

※充放電設備（V2H）は補助対象外です。

【補助金額】

・設置費用の1/2（補助上限額4万円）

※1,000円未満切り捨て

充電設備の種類

	普通充電設備			
電力仕様	電源側:交流単相100~200V　車側:交流100~200V			
電力出力	3~6kW			
充電器本体	壁面取付タイプ	スタンドタイプ	スタンドタイプ	壁面取付タイプ
充電ケーブル	コンセントタイプ（充電ケーブル別）		充電ケーブル付き	

	急速充電設備	
電力仕様	電源側:交流三相200V等　車側:直流450V	
電力出力	10~200kW	
充電器本体	1口タイプ	複数口タイプ
充電ケーブル	充電ケーブル付き	

【申請方法】

申請書に、見積書の写し、通帳の写し、工事着手前の写真などの必要書類を添付して、環境交通課に提出してください。

※具体的な申請書類や手続きについては、市ウェブサイトをご覧ください。

【お問い合わせ・申請先】南魚沼市役所　環境交通課　環境交通班

〒949-6696　南魚沼市六日町180番地1　025-773-6666